

基金情報

No. 86

平成21年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成20年度・主要事業概況

事項	2月末数	対前月増減数	事項	2月末数(累計)	
事業所数(件)	238	0	年金掛金	調定額(円) 1,737,855,860	
加入員数(人)	男子	5,037	-123	収納額(円)	1,725,312,244
	女子	2,227	-6	収納率	99.28%
	計	7,264	-129	事務費掛金調定額(円)	69,684,162
平均標準給与月額(円)	男子	343,289	481	資産運用	信託資産額(時価) 220億3,346万円
	女子	230,317	-213		修正総合利回り -24.13%
	計	308,654	-241		ベンチマーク差 -1.98%
受給者数(人)	5,849	11	慶弔金の支給件数・金額	85件130万円	
平均年金額(円)	493,781	1,155	年金相談件数	768件	

社会保険庁関係

平成21年4月から毎年誕生月に「ねんきん定期便」が発送されます

社会保険庁では、平成21年4月から国民年金、厚生年金保険に加入している被保険者一人ひとりに対して、これまでの保険料納付の実績および年金額の見込額など年金に関する個人情報を通知し、ご確認いただき、もし年金記録の漏れや誤りなどがあつた場合に記録を整備していただき年金制度への理解を深めていただくため毎年誕生月に「ねんきん定期便」の送付を開始しました。

◆送付時期等について◆

「ねんきん定期便」は平成21年4月以降、毎年誕生月に、自宅に届きます。

*「ねんきん定期便」を確実に届けるには、正しい住所管理が必要になります。住所変更した場合、速やかに届出をお願いします。

◆届く封筒の色に注意◆

「ねんきん定期便」の封筒は空色ですが、社会保険庁が年金記録に「もれ」や「誤り」のある可能性が高いと判断した方にはオレンジ色の封筒で届きますので十分に内容をご確認ください。

◆お知らせ内容◆

年齢により違いがあるので注意が必要です。初回(平成21年度)と節目年齢(35歳・45歳・58歳)時は、通常の年に比べてお知らせする内容が異なります。

【平成21年度と節目年齢時のお知らせ内容】

- ①年金加入期間(加入月数、納付済月数等)
- ②50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額、50歳以上の方には「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額
- ③保険料納付額(被保険者負担分累計)
- ④年金加入履歴(加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日等)
- ⑤厚生年金の全期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金の全期間の月毎の保険料納付状況(納付、未納、免除等)

【それ以外の年のお知らせ内容】

上記①、②、③については記録を更新したもの、⑤及び⑥については直近1年分をお知らせ。

*年金を受けながら働いている方に送られる「ねんきん定期便」には、年金額の記載はありません。

◆内容確認等について◆

「ねんきん定期便」には、年金見込額や月毎の保険料等が記載されています。内容をご確認いただき、誤りがある場合は同封の回答票をご提出ください。

【標準報酬月額・標準賞与額】

標準報酬月額は、保険料や年金などの額を決定するときに計算の基とするため、被保険者の給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額にあてはめたものです。(例えば現在の月給が19万5千円～21万円の範囲の場合、標準報酬月額は20万円となります。)標準報酬月額や標準賞与額には上限額が設けてありますので、その上限額以上の場合でも標準報酬月額や標準賞与額は上限額として決定されます。

標準報酬月額上限：62万円

標準賞与額上限：1回150万円

*上限額は、数度の改定を経て現在の額に引き上げられていますので、上限額の変遷は社会保険庁のホームページにてご確認ください。

【納付額】

標準報酬月額・標準賞与額をもとに決定された保険料をその当時の保険料率を乗じて計算され、それを事業主と被保険者で折半して負担します。

【年金見込額】

50歳未満の方・・・加入実績だけを反映した額

50歳以上の方・・・将来の見込額

*どちらの方の場合も、あくまで見込額です。

実際の額と異なりますので、ご注意ください。

【回答票】

記録等に「誤り」や「もれ」などがあつた時は、同封の回答票にその旨を記入し、ご提出ください。

*58歳以外の方は、白地の回答票が同封されており、訂正等がない場合は、回答票の返送は不要ですが、58歳の方や「ねんきん特別便」に未回答の方、標準報酬月額に誤りのある可能性がある方へは水色の回答票が同封されています。

水色の回答票の方は、記載内容に誤り等がない場合でも必ず回答し、返送してください。

厚生年金基金加入者の年金見込額

厚生年金基金は、国の厚生年金保険の老齢給付のうち報酬比例部分を代行していますので、基金に加入すると厚生年金保険料の納付が一部免除され、その分を掛金として基金に納めることとなります。そのため、基金に納めた掛金は厚生年金保険料の累計額からは差引かれ、年金見込額についても基金で代行している報酬比例部分については基金に加入した期間分の額は除かれて計算されています。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～

連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

〈口座振替銀行〉
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

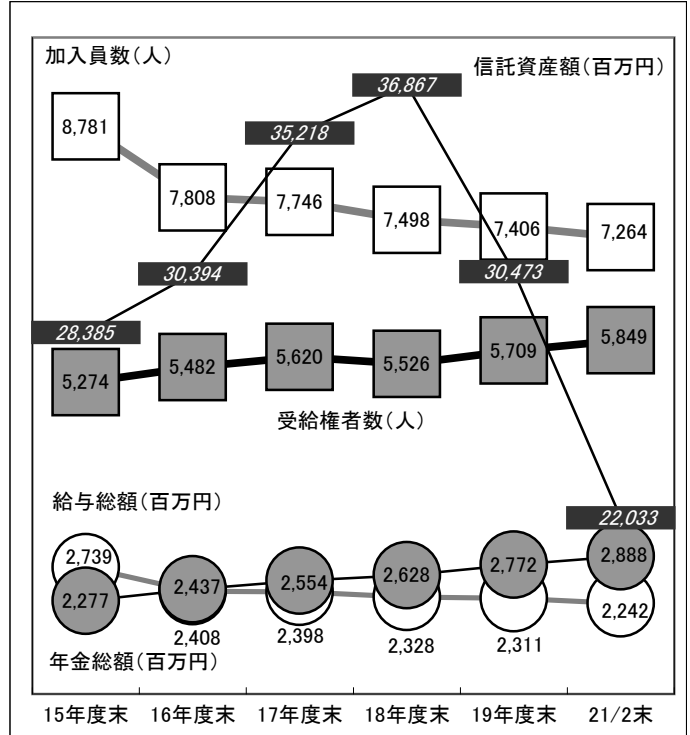
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

***3月分の掛金納入期限は、4月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

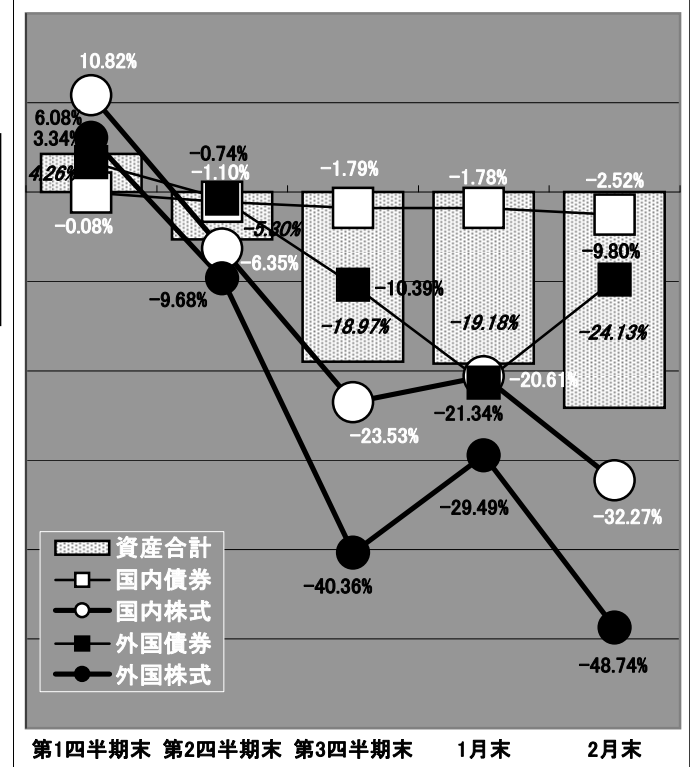
設立事業所の異動(規約変更関係等)・2月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成20年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>